

## 第5章 マンホール蓋取替

### 第1節 共通事項

#### 下-1-5-1-1 一般事項

- 1 本章は、マンホール蓋取替工について定めるものとする。
- 2 受注者は、工事内容・施工条件等を考慮して、これに適合する安全かつ効率的な施工方法について検討の上、施工計画書に明記し監督職員に提出しなければならない。
- 3 マンホール蓋取替工における出来形及び品質にかかる管理基準及び規格値は、本編添付資料「28 下水道施設土木工事施工管理基準(案)」によるものとする。

#### 下-1-5-1-2 材料

マンホール蓋取替工に使用する材料については、共通編「第2章工事材料」の規定、または設計図書の定めによるものとする。

#### 下-1-5-1-3 マンホール蓋取替工

- 1 受注者は、当該マンホール蓋取替工の施工にあたり、本編添付資料「25 マンホール蓋取替工事標準図」に基づき行うものとする。
- 2 受注者は、施工前に工事現場調査を行うものとし、設計図書に示す当該人力施工、あるいは当該機械施工が不相当と思われる箇所は、監督職員と協議を行わなければならない。
- 3 受注者は、舗装等路面縦横方向の平坦性を満たすようにマンホール蓋取替の据付け高さを適切に計画するものとし、当該据付け高さについて監督職員の承諾を得なければならない。
- 4 マンホール蓋は、大阪市章が下流側となるように据付けるものとする。
- 5 受注者は、施工にあたり、マンホール内へ舗装殻等を落下させないように、必要な処置を講じるものとする。なお、舗装殻等を落下させた場合は、速やかに除去するものとする。
- 6 受注者は、既設蓋を撤去後、既設マンホールブロックに付着したモルタル等を除去し清掃を行ったうえ、高さ調整材料（調整ブロック等）及びマンホール蓋の据付けを行うものとする。ただし、施工箇所毎に係る高さ調整材料の組合せ及び据付け順について、施工計画書に明記し、監督職員の確認を受けるものとする。
- 7 足掛金物の形状・寸法・材質は、本編添付資料「11 マンホール蓋取替工事用足掛金物標準図」によるものとし、据付け位置は本編添付資料「25 マンホール蓋取替工事標準図」によるものの他、監督職員の指示によるものとする。
- 8 工事記録写真の撮影は、本編添付資料「27 工事写真帳作成要領」及び「28 下水道施設土木工事施工管理基準(案)」に基づき行うものとする。